(その1)



収 支 報 告 書

令和 < 年 分 (令和 年 月 日開催分)

すずき こうえんかい	政治団体の区分
(ふりがな) 1政治団体の名称金人 スフナー後接会 山舟、泉東ボルン。郡	□ 政
2 主たる事務所 2 の 所 在 地 本心 田 大家を決る	活動区域の区分
3代表者の氏名 金文 不能放	図会議員関係政治団体の区分
4分計費任者入尹施則放生	□ 対治資金規正法第19条の7第1項第 □ 無 □ 無 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 □ 日に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	区 分 団現職 □候補者等 公職の候補者 の 氏 名 公職の種類 る職の種類
(電話)	区 分 □現職 □候補者寺
	国会議員関係政治団体に関する 資金管理団体の指定の期間 特例の適用期間
(電話)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

収支の状況

麦

_ 収支の総括表		T)
収 入 総 額		0
(前年からの繰越額)		D
(本年の収入額) 支 出 総 額		0
支 出 総 額 翌年への繰越額		 <i>D</i>

2 収入項目別金額の内訳

収入項目別	金額の内試		
(1)個人(の負担する党	費又は会費	O P
金金	額		0 \
	数		
員		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(2) 寄附 ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備	考
				円		
(ア) 個人からの寄附)		
(うち特定寄附)						
(イ)法人その他の団体からの寄附 (ウ)政治団体からの寄附						
(リ) 政治団体がらの目的 小計 (ア) + (イ) + (ウ)				 $\frac{2}{}$		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(
イ 政党匿名寄附				 $\frac{1}{2}$		<u></u>
合計(ア+イ)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

	等	の	·	1	無															·							
					資	産	等	の	項	B	別	区	5	分			·						有	無	備考		
土													-									地		M			
建																•••••	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			·.		物		M			
建	物の	所	有	を	目	的	٤	す	る	地	上	梢	<u> </u>	又	は	土	地	2 0	כ	賃	借	権		M			
取	得	の	価	格	か	\$	1	0	()	万	F	7	を		超	え		る	1	助	産		M			
預	金 (智	通預	金刀	及び	当点	至 預	金	を除	: <	.)	又	. は	貯	金	(1	普通	戶	金	を		.)		M			
金						銭		***************************************						信	 -							託		A			
有						価					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		i	証								券		A	·		
出		道	ŧ			に			ا					る			·············	権		•		利	Ò	M			
貸	付 先	; <u> </u>	٤	の	残	高	が	1	0) . (0 ;	万	円	ŧ	Ė	超	え	る	1		付	金		M			
支	払っ	b h	・た	三	Ì	額	が	1	0)	0	万		円	を	起	3	え	る	. ,	—— 數	金	o i	A			
取	得の	価格	が	1 () 0	万	円	を	超	え	るが	施	設	の	利	用	に	関	す	る	権	利		A			
借	入先	: Z	٤	の	残	高	が	1	0	() ;	万	円	<u></u> を	<u> </u>	超	え	る	信	<u> </u>	 入	金		A			
		建り、り、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、	土建物領金有出質支取の通針の通気を有出質支収の通りをからの通りをかるのの通りをかるのの通りをかるのの通りをかるのの通りである。	土建物の所有のの預金のの通行金のの通行金の通行金の通行金の通行金の通行金の通行金の通行金の通行金の	土建物の所有を和ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	世建物の所有を目取得のの価格が 一種物の所有を格が のの価格が のの預金の のの預金の 会有 出質かの をを をを をを ののでの のでの のでのでのでの のでのでのでの のでのでのでの のでのでのでの のでのでのでので	一 産 土 建 物 の 所 有 を 格 が の の 価 格 が の の 通 預 金 の の 通 預 金 の 預 金 有 出 貸 と の 強 面 に 高 支 わ れ が 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 万 で 1 0 0 0 0 万 で 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	資産等 注 達 物 の 所 有 を 目 が 1 を の 所 価 格 当座預金 を 目 が 1 を の 預金 を の 強 高 が は か た 金 額 が 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万円 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	資産等の 資産等の 主 変	資産等の項 主 建物の所有を目的とする 取得の価格が 1 0 0 預金(普通預金及び当座預金を除く金 銭 石 近日 付 先 ご と の 残 高 が 1 0 取 得 の 価格 が 1 0 0 万 円 を 超	渡産等の項目 土建 建物の所有を目的とする地取得の価格が 1 0 0 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 金	資産等の項目別 <th #"="" 2<="" colspan="2" th=""><th>漢産等の項目別区 主建 物の所有を目的とする地上相取得の価格が 1 0 0 万万円 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は金 銭 有 価 と</th><th>資産等の項目別区分生 建建物の所有を目的とする地上権 取得の価格が100万円 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 銭 有価 出資によ 貸付先ごとの残高が100万円 支払われた金額が100万円 取得の価格が100万円を超える施設</th><th>資産等の項目別区分 主 建 建物の所有を目的とする地上権又 取得の価格が 1 0 0 万円を 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 金 銭 信 日 価 証 出資による 質付先ごとの残高が 1 0 0 万円を 支払われた金額が 1 0 0 万円で 取得の価格が 1 0 0 万円を超える施設の</th><th>資産等の項目別区分 資産等の項目別区分 建物の所有を目的とする地上権又は取得の価格が100万円を超える施設の利 現場の価格が100万円を超える施設の利</th><th>資産等の項目別区分 土建建物の所有を目的とする地上権又は土取得の価格が 1 0 0 万円を超預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通金 銭 信 有 価 証 出 資 に よ る 貸付先ごとの残高が 1 0 0 万円を超 支払われた金額が 1 0 0 万円を超 取得の価格が 1 0 0 万円を超える施設の利用</th><th>資産等の項目別区分 土 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金 銭 信</th><th>養産等の項目別区分 主 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え 預金 (普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 (普通貯金金 銭 信</th><th>資産等の項目別区分 土 建 物の所有を目的とする地上権又は土地の取得の価格が 1 0 0 万円を超える 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を金 銭 信 有 価 証 出 資 に よ る 権 貸付先ごとの残高が 1 0 0 万円を超える1 支払われた金額が 1 0 0 万円を超える1 取得の価格が 1 0 0 万円を超える6</th><th>資産等の項目別区分 土 建 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 質 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金を除る) ない で に で で で で で で で で で で で で で で で で で</th><th></th><th>資産等の項目別区分 地理 物理 物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権取得の価格が100万円を超える動産預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)金銭 信託 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)分別 会員 有価 数 方円を超える類の利用に関する権利 世界の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利</th><th>資産等の項目別区分 有 土 地 建 物 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 口 取得の価格が1000万円を超える動産 口 積金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。) 口 合 銀 信 託 日 近 よる権 利 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 口 支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利 口 株 7 上の機 京が100万円を超える施設の利用に関する権利 口</th><th> 資産等の項目別区分 有 無 土 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 面 図 は 地 面 図 田 日 田 田 田 田 田 田 田 田</th></th>	<th>漢産等の項目別区 主建 物の所有を目的とする地上相取得の価格が 1 0 0 万万円 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は金 銭 有 価 と</th> <th>資産等の項目別区分生 建建物の所有を目的とする地上権 取得の価格が100万円 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 銭 有価 出資によ 貸付先ごとの残高が100万円 支払われた金額が100万円 取得の価格が100万円を超える施設</th> <th>資産等の項目別区分 主 建 建物の所有を目的とする地上権又 取得の価格が 1 0 0 万円を 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 金 銭 信 日 価 証 出資による 質付先ごとの残高が 1 0 0 万円を 支払われた金額が 1 0 0 万円で 取得の価格が 1 0 0 万円を超える施設の</th> <th>資産等の項目別区分 資産等の項目別区分 建物の所有を目的とする地上権又は取得の価格が100万円を超える施設の利 現場の価格が100万円を超える施設の利</th> <th>資産等の項目別区分 土建建物の所有を目的とする地上権又は土取得の価格が 1 0 0 万円を超預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通金 銭 信 有 価 証 出 資 に よ る 貸付先ごとの残高が 1 0 0 万円を超 支払われた金額が 1 0 0 万円を超 取得の価格が 1 0 0 万円を超える施設の利用</th> <th>資産等の項目別区分 土 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金 銭 信</th> <th>養産等の項目別区分 主 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え 預金 (普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 (普通貯金金 銭 信</th> <th>資産等の項目別区分 土 建 物の所有を目的とする地上権又は土地の取得の価格が 1 0 0 万円を超える 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を金 銭 信 有 価 証 出 資 に よ る 権 貸付先ごとの残高が 1 0 0 万円を超える1 支払われた金額が 1 0 0 万円を超える1 取得の価格が 1 0 0 万円を超える6</th> <th>資産等の項目別区分 土 建 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 質 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金を除る) ない で に で で で で で で で で で で で で で で で で で</th> <th></th> <th>資産等の項目別区分 地理 物理 物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権取得の価格が100万円を超える動産預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)金銭 信託 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)分別 会員 有価 数 方円を超える類の利用に関する権利 世界の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利</th> <th>資産等の項目別区分 有 土 地 建 物 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 口 取得の価格が1000万円を超える動産 口 積金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。) 口 合 銀 信 託 日 近 よる権 利 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 口 支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利 口 株 7 上の機 京が100万円を超える施設の利用に関する権利 口</th> <th> 資産等の項目別区分 有 無 土 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 面 図 は 地 面 図 田 日 田 田 田 田 田 田 田 田</th>		漢産等の項目別区 主建 物の所有を目的とする地上相取得の価格が 1 0 0 万万円 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は金 銭 有 価 と	資産等の項目別区分生 建建物の所有を目的とする地上権 取得の価格が100万円 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 銭 有価 出資によ 貸付先ごとの残高が100万円 支払われた金額が100万円 取得の価格が100万円を超える施設	資産等の項目別区分 主 建 建物の所有を目的とする地上権又 取得の価格が 1 0 0 万円を 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 金 銭 信 日 価 証 出資による 質付先ごとの残高が 1 0 0 万円を 支払われた金額が 1 0 0 万円で 取得の価格が 1 0 0 万円を超える施設の	資産等の項目別区分 資産等の項目別区分 建物の所有を目的とする地上権又は取得の価格が100万円を超える施設の利 現場の価格が100万円を超える施設の利	資産等の項目別区分 土建建物の所有を目的とする地上権又は土取得の価格が 1 0 0 万円を超預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通金 銭 信 有 価 証 出 資 に よ る 貸付先ごとの残高が 1 0 0 万円を超 支払われた金額が 1 0 0 万円を超 取得の価格が 1 0 0 万円を超える施設の利用	資産等の項目別区分 土 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金 銭 信	養産等の項目別区分 主 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え 預金 (普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 (普通貯金金 銭 信	資産等の項目別区分 土 建 物の所有を目的とする地上権又は土地の取得の価格が 1 0 0 万円を超える 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を金 銭 信 有 価 証 出 資 に よ る 権 貸付先ごとの残高が 1 0 0 万円を超える1 支払われた金額が 1 0 0 万円を超える1 取得の価格が 1 0 0 万円を超える6	資産等の項目別区分 土 建 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 質 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金を除る) ない で に で で で で で で で で で で で で で で で で で		資産等の項目別区分 地理 物理 物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権取得の価格が100万円を超える動産預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)金銭 信託 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)分別 会員 有価 数 方円を超える類の利用に関する権利 世界の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	資産等の項目別区分 有 土 地 建 物 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 口 取得の価格が1000万円を超える動産 口 積金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。) 口 合 銀 信 託 日 近 よる権 利 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 口 支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利 口 株 7 上の機 京が100万円を超える施設の利用に関する権利 口	資産等の項目別区分 有 無 土 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 □ 図 は 地 面 図 は 地 面 図 田 日 田 田 田 田 田 田 田 田

盲

類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 3月/3日

政治団体の名称

殿水でお後幾気

会計責任者の氏名。伊藤則旋電

※代表者の氏名於本衛大作

(備考)

,。 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。